

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

住民税務課 電話 0994-22-3039
 住民生活課 電話 0994-25-2511
 鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121

平成23年度の国民年金保険料は一ヶ月一五、〇二〇円です。納めた保険料は「社会保険控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

保険料はきちんと納期内に納めましょう。(納期は翌月末で、2年経過すると時効により納められなくなります。)

●国民年金保険料の納付が困難なときは！

国民年金には、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度があります。納付が困難だからといってそのままにせず、必ず役場国民年金窓口で手続きを行ってください。

なお、保険料免除などの承認された期間(多段階免除承認期間)において一部納付がな

い期間は除かれます。)は、後に年金を受け取るための資格期間にも含まれます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証等を添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談下さい。

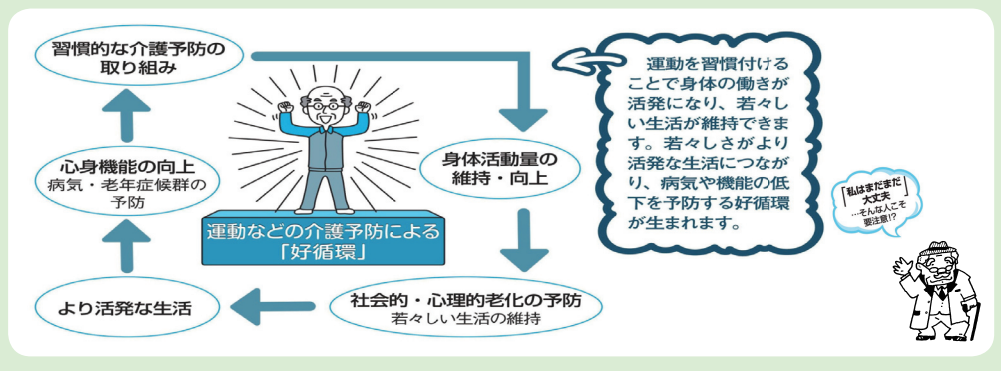
全国的に、元氣な方が転倒により骨折し、介護状態になる事例が増しているため、本町では「生涯元氣で過ごすために！」を合い言葉に、『げんきぼ運動教室』として、高齢者の方々がいつまでも元氣で若々しく『げんきぼ』でいて頂きたいと願い、専門家による体力の維持増強の為に教室を行っています。

『げんきぼ運動教室』を受講するためには、まず、本町で行う集団検診を受けて頂き、基本チェックリストを提出してもらいます。

その基本チェックリストを分析し、介護予防が必要と判断された方に、教室への参加をお誘いします。

集団検診を受診し基本チェックリストを提出する事が第一条件となります。6月からはじまる、特定検診・長寿検診を必ず受診してください。

- 申請に必要なもの
- 1、印鑑(認めて可)
- 2、離職票又は雇用保険受給資格者証等の写し(失業者の方のみ)
- 3、在学証明書又は学生証の写し(学生の方のみ)



有害鳥獣捕獲にご注意ください。

最近、イノシシ等による農作物の被害が多発しており、町として大根占猟友会と田代猟友会に有害鳥獣捕獲指示により、対策をお願いしている状況ですが、猟友会の必死の捕獲にも関わらず繁殖力が増している状況です。

農作物の被害を食い止めるため、猟友会の方々が時間を作り捕獲に出動されますが、農家の方々の協力も必要です。どのような協力が必要かと言いますと次のとおりです。

- ① 山林での作業中の場合、目立つ服装でラジオや鈴等をつけて作業をしてください。
- ② 畑周辺においては毒団子(農薬を入れた食べ物)は絶対に設置しない。
- ③ 「わな」の資格を持っていない方の「わな」かけも絶対にしてはいけません。

以上のことを守っていただかなければ、有害鳥獣捕獲はできませんので必ず守ってください。

②③については鳥獣保護及び狩猟に関する法律・新法第83条により罰せられることもありますので、絶対にしてはいけません。正規のルートで猟友会を通じて資格を取り鳥獣害対策に努めましょう。

もし発覚した場合は、1年以下の懲役または百万円以下の罰金に処する場合があります。安易に自己判断で行うと大変なことになりますので絶対にやめましょう。

